

第3 財務内容の改善に関する事項

財務内容の改善に関する事項

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画 及び資金計画

第5 短期借入金の限度額

第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

2 積立金の処分に関する事項

3 内部統制の充実・強化

「令和3年度コンプライアンス推進計画」の取組状況について

※枠内は「令和3年度独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス推進計画」

○ 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

1 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

各室部業務におけるコンプライアンスに対する職員の意識向上を図るため、管理職は、職員との業務打ち合わせ等の際に、コンプライアンスの重要性についての啓発を図る。

コンプライアンスに対する意識向上、利害関係者との適切な関係の保持のため、会議、研修会、出張前に倫理の留意事項について職員間で再確認を行った。（令和3年10月新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が解除されるにあたり、出張が再開されることから、改めて倫理の留意事項について再周知を令和3年11月の役員部課長会において行った。）また、本年4月以降、新たに基金役職員となった者に対しては、コンプライアンスハンドブックを配布しコンプライアンスの重要性について改めて周知した。

適正な業務執行確保の観点から、マニュアルの整備等を行うとともに、全職員が閲覧可能となっている共有フォルダ（フォーラム）にマニュアル等を格納して他業務の取組みも参考にできるよう情報の共有化を図っている。

○ コンプライアンス推進計画の項目に基づく研修の実施

2 コンプライアンス推進に関する全体研修会の実施

コンプライアンスや情報セキュリティ・個人情報の保護等に関する理解と認識を深めるため、外部講師等による研修会を開催する。

コンプライアンス研修については、全役職員等を対象に令和3年12月15日～令和4年1月14日に公務員倫理研修（e-ラーニング）を実施し、令和4年1月17日～1月23日には、ハラスメント研修（e-ラーニング）を実施。

情報セキュリティ及び個人情報の保護に関しては、4に記載のように全役職員等を対象にした情報セキュリティ研修を令和3年10月18日～11月25日に実施し（e-ラーニング）、個人情報保護研修を令和4年1月28日～2月26日に実施（e-ラーニング）。

また、全職員を対象とした9月のストレスチェック実施に先立ち、ストレスチェック実施前研修（8月と9月に計8回）を開催し、ストレスの受け止め方や立ち直り方法についての内容を含めた研修を実施した。

3 新任者コンプライアンス研修の実施

基金におけるコンプライアンス遵守事項等を集約したコンプライアンスハンドブック等に基づく研修を、基金採用者に対して速やかに実施する。

新任採用職員を対象としたコンプライアンス研修については、次のとおり実施した。

- ・ 令和3年4月1日の採用者（対象者11名） 令和3年4月7日及び8日
- ・ 令和3年11月及び令和4年1月の中途採用者については、コンプライアンスハンドブックを配布し、別途、令和4年4月の採用者と合わせ研修を実施予定。
- ・ 令和3年7月と10月に交代された役員については、コンプライアンスハンドブックを配布し、所管事項説明の際に倫理関係の説明を行った。

4 情報セキュリティ・個人情報の保護に係る対策の充実

基金におけるコンプライアンス確保において重要性が高い情報セキュリティ水準の向上及び個人情報の保護を図る観点から、研修を実施するとともに、必要に応じ関係規程の見直しを行うほか、サイバー攻撃等への対策について充実を図る。

- ・ 情報セキュリティについては、新任採用職員を対象とした研修の中で実施した。
令和3年4月1日の採用者（対象者11名） 令和3年4月8日
- ・ 情報セキュリティ水準の向上のため、全役職員等を対象とした情報セキュリティ研修及び個人情報保護研修を令和3年10月～翌年2月に実施。
- ・ 情報セキュリティインシデントが発生した際、適切に対応するための「情報セキュリティインシデント対応訓練」を、CSIRT関係役職員を対象に令和3年12月に実施。
- ・ サイバー攻撃等への対策については、全役職員等を対象とした「標的型攻撃メール訓練」を令和3年8月及び11月に実施。
- ・ 全役職員等を対象とした総務省主催の「eラーニングによる情報連携に向けた研修」については、令和4年2月14日～3月15日に実施。

○ 内部監査の充実

5 内部監査の実施

内部監査の実施に当たっては、業務運営におけるコンプライアンスの推進の視点を含め引き続き監査を実施する。

4月に策定した令和3年度内部監査計画に基づき、基金の業務を監査することとし、令和3年度においては令和4年2月に期末監査を実施し、リスク評価及びその発生状

況を踏まえ設定した対象業務等における法令等の遵守状況等について監査を行った。

○ 危機管理の徹底

6 危機管理の徹底

コンプライアンス事案が発生した場合には、役員の指示の下、速やかに事実関係を確認し、適切に対処するとともに、再発防止策を検討・実施する。

今年度において、現在（令和4年2月末）までコンプライアンス事案の発生はない。

なお、コンプライアンス運営の強化を目的に策定した公益通報者保護管理規程を基金ホームページに掲載し公表している。

○ 適切な情報提供等

7 コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、倫理規程等を役職員が閲覧可能なフォーラムに掲載するなど関連情報の提供を積極的に行う。

役職員に対して「各種研修資料」、「コンプライアンスハンドブック」、「出張時における役職員の倫理に係る留意事項について」などについて、フォーラムに掲載している。

8 コンプライアンスに関する情報の公開

基金のコンプライアンスに関する情報公開を進めるため、コンプライアンスに係る推進計画、コンプライアンスの推進のために講じた措置についてホームページで公表する。

令和3年度のコンプライアンス推進計画については、令和3年3月のコンプライアンス委員会を経てホームページに掲載済みである。また、コンプライアンスの推進計画の取組状況については、委員会開催の都度速やかにホームページに掲載し、情報公開を行っている。

4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の 強化・徹底

5 情報公開の推進

6 業務運営能力の向上等